

議 事 日 程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

○本日の会議に付した事件

日程第1号から日程第2号まで

（追加議事日程1）

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 副議長の選挙

日程第6 常任委員の選任

日程第7 議会運営委員の選任

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

日程第9 行政報告

日程第10 承認第1号 中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第11 承認第2号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第12 承認第3号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

日程第13 議案第33号 瑞穂市監査委員の選任について

日程第14 議案第34号 瑞穂市固定資産評価員の選任について

日程第15 議案第35号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議員派遣について

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程第2 発議第4号 下水道推進特別委員会設置に関する決議について

追加日程第3 下水道推進特別委員会委員の選任について

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

○本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一成	4番	河村 孝弘
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	堀 武
9番	山田 隆義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨男	12番	若井 千尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武雄
15番	若園 五朗	16番	広瀬 時男
17番	小川 勝範	18番	藤橋 礼治
19番	星川 睦枝		

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	奥田 尚道
教育長	横山 博信	企画部長	森 和之
総務部長	早瀬 俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田 薫
福祉部長	宇野 睦子	都市整備部長	福富 保文
調整監	白河 忠良	環境水道部長	弘岡 敏
会計管理者	宇野 清隆	教育次長	高田 敏朗
監査委員 事務局 長	松井 章治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮 康弘	書記	伊藤 巧
書記	今木 浩靖		

開会及び開議の宣告

○議会事務局長（田宮康弘君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の田宮です。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会となります。議長が選出をされるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。ここで年長議員の広瀬捨男議員を紹介いたします。

広瀬捨男議員、議長席のほうへお願いいたします。

〔11番 広瀬捨男君 議長席に着席〕

○臨時議長（広瀬捨男君） ただいま御紹介をされました広瀬捨男でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、平成24年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（広瀬捨男君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（広瀬捨男君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前9時10分

再開 午後1時46分

○臨時議長（広瀬捨男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席者数が定数に達していないので、再度呼びかけをいたします。

しばらく休憩といたします。

休憩 午後1時48分

再開 午後1時51分

○臨時議長（広瀬捨男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（広瀬捨男君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に古川貴敏君とくまがいさち君を指名いたします。

〔「議長、立候補表明はやらへんのか」の声あり〕

〔「議長、関連して」の声あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 西岡一成議員。

○3番（西岡一成君） 休憩時間中に、旧新生会の人たちが入ってきてなかったんですけども、それで私が言ったのは、直ちに会議を開く。開いて、立候補表明をそこでやって、議長・副議長の。直ちに閉めちゃう。来ないのは権利放棄だから、その中で決めちゃう。入りなさいと言ってもそれを拒否するのは自分の権利放棄。だから、あと残った者だけで会議は開けると、そういう場合は。通常の定足数は適用できないという話で、会議を開いてもらったつもりでおった。

だったら、きちっと立候補表明をして、そして、休憩じゃないから議事録もとって選挙をやる、そういうことをやっていただきたい。そうでないと、何にも変わらない。

先ほど、仮議長が全協の席で言ったことと何も変わらない。そして、事務局長も言ったように、要するに国のペナルティーは何もない。地方主権の時代、議会が自分たちの選挙のやり方をどう決めるかと、詳細については要綱を制定するなどしてやらなきゃいけません、今後ね。ただ前回の、20年の第2回臨時会で開いた要領でやればできる。やった経験を持っている。そういうことでやっていただきたい。

それで、もうとにかく入ってこなかったんだから閉めちゃえばいい、そこを。権利放棄したんだから。そういうことがちゃんと可能な、違法行為ではないということは我々も議会活動を長いことやっているから、そういうことは何回も経験してきておる。そのことを申し上げたい。議長判断ですから。

〔発言する者あり〕

〔「議長、もう1つつけ加えます」の声あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 西岡一成議員。

○3番（西岡一成君） 要するに、議会の中の選挙というのは、一般住民から見ると非常にわかりづらいんですよ。だれが立候補しているかもわからないにもかかわらず、選挙が終わったら、議長なら議長に2人出たら、1人の人に票がたくさん入っている。立候補表明もしてないのに、一般の普通の選挙から考えると、どうなっているんだ議会はと思うのが当たり前の話だ。

だから、それではいかん。議会基本条例もつくった。そういう中で行う議長選挙、副議長選挙とするならば、住民の皆さんが外から見てもわかりやすいように、透明性のあるものにしていかなきゃいけない。そのことが立候補表明に基づく選挙なんですよ。そのところをしっかりと踏まえてやっていただかないと、いわゆる平成20年の第2回臨時会をやる以前の状況に戻っ

てしまうということですよ。ぜひお願いをしたいと思います。

○臨時議長（広瀬捨男君） 申し上げます。

地方自治法第113条ただし書きによる運営をしています。しかし、先ほど西岡一成議員が言われましたように、本会議を休憩にしておいて、立候補の所信表明をしていただくということになっておりますので、それでいきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 小川勝範議員。

○17番（小川勝範君） 今、議長さんが議長選挙を行いますと言ったでしょう。なぜその次に行かんのですか。

○臨時議長（広瀬捨男君） 何ですか。

○17番（小川勝範君） 直ちに議長選挙を行いますと、さっきが議長さんが発言されたでしょう。なぜそのままずっと行かんのですか。それを覆すは、いまだ経験のある人が言うんでしょう。今、本会議中ですよ。さっきと一緒に、ごめんなさいでは済まんですよ。

議長、もう一回言います。

○臨時議長（広瀬捨男君） はい。

○17番（小川勝範君） 先ほど、議長選挙を始めますということで立会人を2人、名前を言われたでしょう。本会議場の閉鎖もやられたでしょう。

〔「議事録ですよ。立会人じゃないですよ」の声あり〕

○17番（小川勝範君） それをやられたでしょう。

〔発言する者あり〕

〔「まず立候補表明をしてやるかどうか」の声あり〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 山田隆義議員。

○9番（山田隆義君） 粛々と、本会議を開いておるんやで議長職権でやればいいの。いいですか。

どういふことかといいますと、ここまで本会議で休憩を経て、立候補したい方は立候補していただいて、書類を用意していただくと。その上で閉じて投票に入っていた。そういう手順になっておったじゃないですか。だから、僕は待ったをかけておるわけですよ。

だから、それを修正して、議長が執行されておるわけですから、粛々とやってください。

〔「修正しておらへんがや、そのままや。議長が発言して修正しておらへんがな。修正もなしでやっておる」の声あり〕

〔「まず立候補表明をそれぞれして、その後会場閉鎖して、立会人を決めて投票行為に入る。」

それで開票する、それは手続です。立候補表明ごと。嫌だったらボイコットすればいいの。権利放棄すればいい。議場から出ていけばいい」と3番議員の声あり]

〔「最初に言ったのを訂正せなあかんやろう」の声あり〕

〔「出ればいい。出ていけば、気に入らなかつたら」の声あり〕

〔「議長が訂正せなあかん。訂正せずにやっとするでや。今本会議中やぞ、そうやろう。例えば訂正を、動議でも出して……」の声あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 皆さんに告げます。

議事の運営上、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時05分

○臨時議長（広瀬捨男君） 会議を再開いたします。

〔挙手する者あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 西岡一成議員。

○3番（西岡一成君） 先ほど、私不規則発言をしましたので、席に座って。

議長がいわゆる投票を始めますと。さらに、それを受けて小川議員が立会人を入れるという流れになったから、これはおかしいと。立候補表明をして、しかるべき後に投票行為に入る。で開票行為に入るということが順番なわけですね。

その中身は言ったんですが、きちっと挙手をして議長の許可を得て発言しておりませんので、そのことを議長にお願いしたい。つまり、先ほどの発言を撤回して、今私が出した動議に対して認めていただきたい。そのような手続をやっていただきたいと思います。

○臨時議長（広瀬捨男君） 暫時休憩にいたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時23分

○臨時議長（広瀬捨男君） 会議を開きます。

議事進行で誤りがありましたので、訂正をいたします。

議長の所信表明のため休憩いたします。

休憩 午後2時26分

再開 午後4時12分

○臨時議長（広瀬捨男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長いたします。

議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（広瀬捨男君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に古川貴敏君とくまがいさち君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、仮議席1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（広瀬捨男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票18票、無効投票1票です。

有効投票のうち、藤橋礼治君12票、広瀬捨男君6票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は5票でございます。したがって、藤橋礼治君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（広瀬捨男君） ただいま議長に当選された藤橋礼治君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

藤橋礼治君は、登壇し、ごあいさつをお願いいたします。

藤橋礼治君。

○新議長（藤橋礼治君） 一言お礼を申し上げます。

ただいまは私、藤橋礼治にこの瑞穂市の議長を、御投票いただきまして当選をさせていただきました。私、まことに浅学非才な藤橋でございますが、皆さんの声をよく聞き、皆さんと一緒にになり、この瑞穂市議会を邁進したいと、こんな気持ちであります。

執行部と議会が一丸となって、瑞穂市のこの立派なまちを皆さんと一緒に頑張る覚悟でございますので、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げまして御礼の言葉といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（広瀬捨男君） これで、私の職務は全部終了いたしました。御協力まことにありがとうございました。

藤橋議長、議長席にお着き願います。よろしく願います。

〔臨時議長 広瀬捨男君 降壇〕

〔議長 藤橋礼治君 議長席に着席〕

○議長（藤橋礼治君） これより、私が議長の職務を務めさせていただきます。何とぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。

休憩 午後 4 時 26 分

再開 午後 4 時 32 分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議席の指定

○議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定によって、ただいま着席のとおり指定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川勝範議員。

○17 番（小川勝範君） 星川睦枝君が 19 番ですので、18 番の議席を変更したらどうですか。

○議長（藤橋礼治君） 今、小川勝範議員の言うことはよくわかります。

会派で大体席をまとめておりますので、またこの議会が終わりましたら会派のほうでお決めいただければ、考慮いたしまして決めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○17 番（小川勝範君） はい、了解。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（藤橋礼治君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、議席番号 3 番 西岡一成君と、

4番 河村孝弘君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間と決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

前議長から事務の引き継ぎを受けましたので、議会事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして5件報告します。ちょっと長くなりますけれども、よろしくをお願いします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成24年2月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められた。

一般会計の収入については、県議会議員選挙事務県委託金173万3,000円を過年度精算金として諸収入に振りかえている。これは県議会議員選挙事務が年度をまたいで行われたため、本年度の選挙事務の支出に対し、県委託金収入が多く、歳入超過となるため振りかえたものと説明を受けた。しかし、県委託金603万9,596円から選挙事務支出合計595万8,971円を差し引くと181万3,625円となり、振替金額と相違する。確認の上、適正に処理されたい。

下水道事業特別会計の収入については、使用料及び手数料の収入未済額が48万8,659円あり、下水道使用料の収入未済額49万859円より少なかったため確認したところ、督促手数料2,200円が調定なしで収入されていたことによるものであった。督促手数料の調定期間は入金されたときとあり、調定と収入は同時、または調定が先にされるべきであると考え。指導を徹底し、適正に処理されたい。

道路改良用地購入費については、活力創出基盤整備交付金事業における上記の支出額が前月の1,033万1,000円に対し、当月は2,215万1,000円と多額だったため、その理由を確認したところ、南保育・教育センター駐車場代替地整備事業に伴う土地購入費として1,818万9,276円が支出されていた。支出の科目として妥当なのか、予算執行として適正なのか疑義が生じたので、

別途随時監査を実施することとしたとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第5項の規定による随時監査の結果報告2件を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

1件目は、監査は平成24年3月27日から4月17日まで行われ、平成24年2月分の例月出納検査の際に疑義が生じた瑞穂市環状道路整備事業の道路改良用地購入費で取得した南保育・教育センター駐車場代替地に関する事務の執行について実施されました。

その結果、1. 事実関係として、①南保育・教育センター駐車場代替地については、取得した土地の表示は、所在、瑞穂市古橋字神田、地番、1076番4、地目、宅地、地積575.61平方メートルとなっており、平成24年2月10日契約で売買代金1,818万9,276円を2月24日に支払っている。なお、この契約は売り主との交渉により、収用による買収ではなく一般買収となっている。

②瑞穂市環状道路整備事業については、当事業は平成22年4月5日の瑞穂市道路整備計画の答申を踏まえて取りまとめられた「瑞穂市道路整備計画」で近隣自治体とのアクセス道路であり、市の環状道路でネットワークの骨格となる道路として位置づけられている4路線の整備を示すものであるが、今回のものは、その中で整備の優先性が最も高い路線である市道西部環状線の整備に該当する。この路線の総延長は5.67キロメートルで、整備状況は、改良済み1.79キロメートル、概成済み1.65キロメートル、未整備2.23キロメートルとなっており、未整備区間のルート選定・整備が重点整備事項とされている。今回の監査の対象となったのは2車線あり、おおむね道路の機能が確保されているとされる概成済み部分で、平成22年度から着手している道路（歩道）拡幅整備に係るものである。

③取得の経緯については、都市開発課は平成23年11月より道路用地の交渉を開始し、当初、売り主は残地部分となる今回の当代替地を金銭でなく土地（代替地）で希望されていたため、近隣の普通財産（未利用地）を提示して検討いただいていた。道路改良工事発注のため、12月末までに用地を取得したかったが、結論が出なかったため、道路用地部分（古橋字神田1076番5、140.39平方メートル）を平成23年12月27日に契約して、先に取得した。その後、交渉の過程の中で買収してもらえないかという申し出があり、検討した結果、道路拡幅により減少する南保育・教育センター駐車場用地として機能補償することが適切と判断した。

一方、教育総務課は、平成23年9月に道路拡幅に伴う現場立ち会いで事業の概要と道路拡幅について説明を受け、11月に都市開発課より駐車場用地として活用できないか打診を受け、教育委員会事務局で協議をして承諾した。しかし、これらの経緯のわかる書面は存在せず、平成24年1月31日に契約締結の合議を交わした文書で取得に至ったことが確認できただけであった。

④南保育・教育センターの駐車場について、教育総務課によれば、南保育・教育センターの駐車場は次のとおりである。

所在地 1、古橋1122-1、地積725平方メートル、駐車可能台数39台、道路拡幅による減少台数17台。所在地 2、古橋1128-1 及び1128-5、地積252平方メートル、駐車可能台数12台、道路拡幅による減少台数5台。所在地 3、古橋1196-1 及び1196-2、地積917平方メートル、駐車可能台数41台、道路拡幅による減少台数10台。所在地 4、古橋1170-1、地積117平方メートル、駐車可能台数6台、道路拡幅による減少台数ゼロ台。所在地 5、古橋1179-1、地積212平方メートル、駐車可能台数12台、道路拡幅による減少台数12台。合計で、地積2,223平方メートル、駐車可能台数110台、道路拡幅による減少台数44台。

ちなみに、南保育・教育センターの条例定員は240名で、教職員は27名配属されており、全員自家用車で通勤している。今回、南保育・教育センターの用地で道路拡幅部分に当たるのは602.56平方メートルで、当代替地は575.61平方メートルとなる。ただし、当代替地には28台分の駐車スペースしか確保できないため、現状からすると16台分が不足する。そのため、教育総務課は上記3の駐車場に隣接する普通財産（未利用地）、所在地、古橋1183、地積251平方メートル及び所在地、古橋1184、地積416平方メートルで駐車可能台数27台を駐車場用地として活用することを決めた。これにより、現在より面積は640.05平方メートルふえ、駐車台数は11台多くなる。

⑤予算科目については、企画財政課によれば、道路用地購入であるので予算科目は適当であった。

2. 判断として、①土地の取得については、教育総務課は平成23年9月時点で道路拡幅により駐車場用地が減少することはわかっていたはずであるが、その時点で代替地を要望していない。さらに、駐車場用地について協議をした形跡も見当たらない。当初、代替地で処理するはずだったものが売買に変更になってしまったため、活用方法を安易に見出したと解釈せざるを得ない。よって、当代替地の取得が適正であったとは判断しがたい。

さらに、都市開発課は、道路用地となる部分602.56平方メートルに対し、ほぼ同じ地積と考えられる当代替地575.61平方メートルを補償したわけであるが、駐車台数の観点からいくと、代替地と言えるのか疑問が残る。また、駐車台数は多少減るが、現在の駐車場に隣接する普通財産の活用を最初に考えていれば、当代替地を取得する必要もなかったのではないかと考える。

②予算については、瑞穂市環状道路整備事業の道路改良用地購入費予算は、平成23年度当初予算額5,050万円で補正予算は計上されていない。当初予算に当代替地の購入予算が積算されていたのか定かでない。ただ、当初は代替地で処理する予定だったことからすると、積算されていないとも判断できる。よって、予算執行についても適正であったとは判断しかねる。

平成23年9月には、別事業の道路改良用地購入で、牛牧団地西交差点退避場所として瑞穂市牛牧字足洗1272番15の241.64平方メートルを1,940万3,692円で購入している。この際には、予算措置がされていなかったため土地開発基金を使って先行取得し、9月議会で補正予算を計上

し、議決を得て買い戻す処理を行っているので、今回も同様の手続をとる必要もあったのではないかと考える。

また、当代替地の購入により平成23年度に購入を予定した道路用地が取得できなかったのではないかと疑問が残る。

3. 意見として、①今後の道路用地取得について、瑞穂市環状道路整備事業はこれからも道路拡幅用地、さらには新設道路用地を取得していかなければならない。道路用地取得に当たっては、道路用地だけを取得するのが原則で、残地については所有者が活用、処分を行うものである。

しかし、今回のように道路用地だけ買収できないケースが今後もないとは言えないので、その際には、より慎重を期して事業を遂行していただきたい。

地方自治法第149条には、市長の担当事務が規定されており、同条第6号に「財産を取得し、管理し及び処分すること」と明記されているので、しっかり責務を果たされたい。そのためには、判断材料となると思われる経過等の書面を備えつけておくべきと考える。早急に改善されたい。

②予算執行については、地方自治法第232条の4第2項の規定によれば、会計管理者は、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないこと、及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ支出することができないとされているが、予算に違反しているかどうかを確認することは容易でないと思われる。現在の体制では、予算執行は各担当課に任されており、適正な執行かどうかのチェックができないので、決裁権者がしっかり責任を持って執行されるよう内部統制の徹底を図られるか、チェックする体制を構築されたい。

なお、これについても地方自治法第149条第1項第2号では「予算を調製し、及びこれを執行すること」、第5号では「会計を監督すること」を市長の担当事務と規定しているので、しっかり責務を果たされたい。

③駐車場については、今回の代替地関連で、南保育・教育センターの駐車場面積は640.05平方メートル、駐車台数は11台分ふえることになる。他の保育所さらには公共施設の駐車場との比較検討をされ、駐車場の確保については今後単に児童数・利用者数等に合わせた駐車場を設置するというのではなく、利用方法等も検討された上で、各施設とも真に必要なものにしていただきたいとの報告でした。

次に、随時監査の2件目として、平成23年9月16日から平成24年2月18日まで、借り上げ料に関する事務のうち監査の対象となった平成23年度借り上げ料について、5課の27施設の借地等に係る借り上げ料について監査した。

その結果、1. 借り上げ料については、平成23年度の借り上げ料は合計6,068万3,864円で、内訳は次のとおりで、(1)所管別としては、管財情報課1,310万2,524円、都市管理課88万1,234

円、総務課268万1,856円、教育総務課1,275万9,752円、生涯学習課3,125万8,498円。(2)用途別としては、建物等敷地2,126万5,032円、広場753万1,738円、駐車場2,311万9,678円、公園11万1,000円、その他865万6,416円であった。

2. 共通する意見として、(1)借地の今後については、将来、市として活用していく土地については、借り続けるのではなく購入すべきである。

(2)教育委員会の駐車場の借地については、駐車場は常時使用しているわけではなく、行事や送迎の際の一時的な使用にすぎない。1つの施設の駐車場として隣接する土地を安易に借りるのではなく、複数の施設の駐車場として利用できる土地を借地するか、もしくは複数の用途に供するように考えた上で借地をすべきである。また、施設の近隣で私有地の空き地等があれば、必要の都度借りる方法も検討していただきたい。

(3)契約書については、今回監査したところ、契約書の様式は各課それぞれであったので、瑞穂市契約規則取扱要領に定める賃貸借契約書か、それに準じた様式に統一できないか検討されたい。また、市と貸し主の双方が記名押印すれば契約は成立してしまうので、契約内容を十分チェックしていただきたい。

なお、これらは縦割り行政の弊害であると考えるので、今後は全庁横断的に取り組んでいただきたい。

3. 個別の意見については、個々の借地についての指摘事項は別紙のとおりであり、今後は適正な事務処理をすべきであるとの報告でした。

関連して3件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、平成24年2月15日に健康推進課を対象に実施されました。

財務について、財務の事務は適正に執行されていると認められた。

保健師の配置について、厚生労働省の報告書によると、かつての感染症対策や母子保健が中心の時代は、保健師は保健衛生部門に集中して配置されていたが、平成12年の介護保険法の施行、平成18年の児童福祉法の改正や障害者自立支援法の制定等により保健師が担う保健活動が多様化したことにより、保健衛生部門に加えて介護保険部門や児童福祉部門に配置され、他職種と協働した活動が求められるようになった。

これにより、保健師の分散配置が進行し、保健師は単なる事業担当者として事務的な仕事を担うことが多くなり、家庭訪問等による地域住民の生活の場に入った活動を通して地域の健康課題を把握し、それを行政の施策や住民の自発的活動につなげる保健師の専門性が十分に生かされていないという指摘がある。また、保健師の専門性を生かすため、保健師の配置は地区分担制の体制をとり、そのために必要な十分な人数を確保することが望ましいとされている。

瑞穂市においては、昨年度までは分散配置だったが、今年度より全保健師が健康推進課へ配

属されている。現在12名の保健師がいるが、4名が育児休業で休職しており、2名が一般行政職扱いのため、実質6名の保健師に加えて補助職員の保健師1名と在宅保健師9名で保健活動を実施している。さらに、今年度より中学校区範囲で地区分担制を導入し、それぞれの地区を母子保健担当者と成人保健担当者とで担当する業務分担制との併用になっている。しかし、現状は、それぞれの業務に追われ、まだ地区分担制が十分機能しているとは言いがたい。

専門性が十分発揮されるために必要な保健師、さらには管理栄養士の人数を検討して機能強化を図り、地域住民が地域で健康に、そして安心して暮らしていくための効果的・効率的な保健活動を推進していただきたい。また、そのためには産前産後休暇、育児休業等とその対応を含めた上で計画的な採用計画を立てることも重要と考える。

特定保健指導について、平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられたことに伴い、市町村では生活習慣病予防対策を効果的に推進するために、医療保険者である国保部門と地域住民の健康問題を担当する保健衛生部門の協働した活動が強く求められている。

瑞穂市においては、平成20年3月に平成20年度から平成24年度までの5年間の特定健診等実施計画が策定されており、平成23年4月には中間評価が発表されている。その中で、特定保健指導の目標実施率が定められているが、実際の利用率は大きく下回っている。

しかし、この評価は特定保健指導を何人が受けたかではなく、地域のメタボリックシンドロームがどれだけ減少したか、その結果として、生活習慣病の患者がどれだけ減ったかというように具体的成果を出すことと考える。

今後は、特定保健指導の目標実施率・利用率ではなく、指導を受けた者を3カ月後、半年後、さらには1年後と追跡調査し、特定保健指導の効果測定（結果）を評価として発表するよう努めていただきたい。これが、ひいては指導の内容、方法の向上にもつながると考える。

連携・協働について、地域の健康課題を把握して地域の健康水準を向上させるためには、保健師が所属する健康推進課だけでなく、事業を実施するのではなく、関係のある部署が協働することが必要である。健康推進課への集中配置による保健師間での連携を生かして、これまで以上の全庁横断的な取り組みを図られたい。そのためには、関係する部署も共通認識を持って取り組んでいただきたい。

また今後、保健活動においては、糖尿病等の生活習慣病の予防、及び介護が必要となる人をできるだけ少なくするための予防がますます重要になる。生活習慣病予防対策や介護予防事業の本格的な展開により、地域住民の健康状態の改善、生活の質の向上を目指し、結果として医療費や介護費用の効率化につなげていく必要がある。そのためには、地域住民みずからが取り組んでいけるような支援の充実も図っていただきたいとの報告でした。

4件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。

3月28日に、同組合の平成24年第1回定例会が開催されました。管理者から提出された議案は9件で、平成24年度当初予算1件と、条例の一部改正議案7件、人事案件1件です。

予算案は、総額を1億2,503万6,000円とする内容で、平成23年度当初予算と比較すると4,570万3,000円の減、率にして26.8%の減となります。当市の負担金は、人口割が149万7,000円で前年度比3.7%の減となります。

条例の一部改正する議案では、いずれも本年4月1日より岐阜地域児童発達支援センターと組合の名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。

いずれの議案も、原案のとおり可決されました。

さらに5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月19日に東海市議会議長会の定期総会が岐阜市で開催され、星川前議長、若園前副議長、事務局長の私の3人が出席しました。総会では、表彰、会務報告などを行った後、12議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。また、来年の会長都市としては岡崎市に決定しました。

以上、報告した5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） これで諸般の報告を終わります。

日程第5 副議長の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時21分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 庄田昭人君、6番 森治久君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤橋礼治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

[投票箱点検]

○議長（藤橋礼治君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（藤橋礼治君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（藤橋礼治君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票18票、無効投票1票です。

有効投票のうち、広瀬時男君12票、堀武君6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。したがって、広瀬時男君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（藤橋礼治君） ただいま副議長に当選されました広瀬時男君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

広瀬時男君は、登壇しごあいさつを願います。

○新副議長（広瀬時男君） 副議長に選ばれました広瀬時男です。

議員は議員らしく、副議長の職責をしっかりと果たしたいと思います。どうもありがとうございました。

日程第6 常任委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、常任委員の選任を行います。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。

休憩 午後5時39分

再開 午後6時39分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会には、庄田昭人君、広瀬時男君、星川睦枝君、松野藤四郎君、山田隆義君。産業建設委員会には、若井千尋君、藤橋礼治君、若園五朗君、広瀬捨男君、そして古川貴敏君でございます。厚生委員会、棚橋敏明君、広瀬武雄君、河村孝弘君、堀武君、西岡一成君。文教委員会には、清水治君、森治久君、小川勝範君、そしてくまがいさち君でございます。以上、指名したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより各常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

総務委員会は議会図書室、産業建設委員会は正副議長室、厚生委員会は第2議員会議室、文教委員会は議員会議室をお使いくください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後6時42分

再開 午後6時57分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員長及び副委員長が決定しましたので御報告いたします。

総務委員会委員長に庄田昭人君、副委員長には松野藤四郎君。産業建設委員会委員長に若井千尋君、副委員長に広瀬捨男君。厚生委員会委員長に棚橋敏明君、副委員長には広瀬武雄君。文教委員会委員長には清水治君、副委員長には森治久君が決まりましたので、御報告いたします。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議会運営委員の選任を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後6時59分

再開 午後7時42分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、小川勝範君、星川睦枝君、山田隆義君、若井千尋君、くまがいさち君、以上5人を指名

したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会運営委員は第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をとります。

休憩 午後7時43分

再開 午後7時54分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長には小川勝範君、副委員長には若井千尋君が決定しましたので御報告をいたします。

日程第8 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後7時55分

再開 午後8時07分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議員には、広瀬武雄君、小川勝範君、森治久君、若井千尋君、堀武君、棚橋敏明君、松野藤四郎君の以上7名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方をもとす広域連合議会議員の当選人と定めることに

御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選された方々が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

日程第9 行政報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、行政報告を行います。

市長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

平成24年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてであります。

平成24年第1回組合議会定例会は、去る平成24年3月22日巢南庁舎において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告いたします。

提出しました議案は、2件、すべて可決されました。議案順にその概要を報告いたします。

まず議案第1号でございます。平成23年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出それぞれ371万2,000円を減額し、総額を1,125万円とするもので、主な内容としては、歳入は、基金繰入金を557万5,000円減額、繰越金を186万3,000円増額し、また歳出は、総務管理費を371万2,000円減額するものでございます。なお、平成22年度決算時の基金残高は4,860万8,000円となっております。

また、公債費につきましては財政融資資金の借入額が6,340万円で、平成23年度末の償還累計額が2,059万9,000円、償還残高は4,280万1,000円となります。

次に、議案第2号平成24年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を1,731万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内訳は、負担金185万1,000円、水道使用料を632万2,000円、基金繰入金を847万9,000円、前年度繰越金として50万円を計上しました。

歳出の主な内訳は、会議費で12万円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代等及び基金積立金を含めた総務費1,263万2,000円、公債費として起債の償還元利金で355万9,000円を計上しました。

次に、報告第2号でございます。平成23年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、繰越額が確定し総額2億1,851万1,000円を平成24年度に繰り越しましたので、報告させていただきます。

内訳は、民生費で1件、456万7,000円、土木費で5件、2億1,394万4,000円であります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） これで行政報告は終わりました。

日程第10 承認第1号から日程第15 議案第35号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、承認第1号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから、日程第15、議案第35号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 新年度がスタートして、はや1カ月が経過し、市内は新緑に包まれ初夏の陽気を思わせるようになりました。

本日は、旧穂積町と巣南町が合併し満10年目を迎える記念すべき日であります。また、合併後3回目の市議会議員選挙において、激戦を見事に勝ち抜かれ当選されました議員の皆様によって開かれる最初の議会でございます。当選された皆様には、心よりお祝いを申し上げます。これからの4年間、瑞穂市議会はもとより、市民のため、市政発展のため御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日、平成24年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、新議員各位の出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に上程します議案は、専決処分の承認が3件、人事案件が2件、補正予算に関する案件が1件の計6件であります。

それでは、順次提出議案の概要を御説明させていただきます。

承認第1号でございます。中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴い、市条例の関係部分を改正する専決処分をしたので、これを報告し議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第2号でございます。瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、及び承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の関係部分を改

正する専決処分をしたので、これらを報告し議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第33号瑞穂市監査委員の選任についてであります。議員のうちから選任する監査委員については、小寺徹氏の任期満了に伴い、現在欠員となっていることから、新たに若園五朗氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第34号瑞穂市固定資産評価員の選任についてであります。平成24年4月1日の瑞穂市職員の異動によって、固定資産評価員 大岩清孝税務課長が職を離れ、平成24年5月31日をもって辞任することから、新たに松野英泰税務課長を固定資産評価員として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

最後に、議案第35号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万5,000円を追加し、総額151億5,157万5,000円とするものであります。今回の補正予算は、平成23年度に実施した小・中学校等施設維持管理計画策定業務委託の耐震診断の結果に基づき、早急に対応を必要とする穂積保育所、牛牧第1保育所を改修するための設計委託料を計上するものであります。

以上、6件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適正なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後8時21分

再開 午後8時40分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第35号までの6議案を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から議案第35号までの6議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより日程第10、承認第1号中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

大変お疲れのところをまことに恐縮ですが、質問をさせていただきたいと思います。

まずこの資料を見ましても、表題が「中部圏都市開発区域の指定に伴う瑞穂市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例」ということになっておるわけですが、まずお聞きをしたいのは、この中部圏開発整備法というものを少し読んでみたんでありますけれども、見出しは都市開発区域の指定となっているんですが、都市開発区域の指定というこの1つでいいというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

と申しますのは、中部圏開発整備法の第13条では、都市整備区域の指定、それから第14条で都市開発区域の指定、さらに15条で保全区域ということで出ております。ですから、再度この表題は都市開発区域の指定のみを指しているのかどうかについて、まずお聞きをいたします。

それから、これは法律昭和41年でありますけれども、資料によりますと、穂積町、巢南町とも昭和44年から条例に規定しというふうに書いております。つまり、42年間あります。旧穂積町、旧巢南町、さらには合併後の瑞穂市で、具体的にこの指定に係る企業というのはあったのかどうか、そこら辺はどうでしょうか、お伺いしておきたいと思います。まず簡単にそれだけお聞きをしておきます。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 西岡議員からの御質問でございますが、中部圏都市開発区域、条例の名前のところでございますが、都市開発区域そのものの指定に関しましては、総務省の中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令に基づきまして、地方税の不均一課税に伴う措置の適応のある地方公共団体として第4条で当該都市開発区域の指定というものがございます。こちらは昭和43年11月14日に指定を受けておるものでございます。

この題名の中の都市開発区域だけを指定なのかという御質問でございますが、こちらに関して瑞穂市が該当しておりますのはこの都市開発区域の指定ということで、当時の穂積町、巢南町、今でいう瑞穂市全域がこれに基づきまして指定を受けておるところでございます。そこからこの条例等の指定枠について規定しておるところでございます。

それと、今までにこの不均一課税によって該当したものはあるのかどうかというところでございますが、当時の巢南町、穂積町からあったかどうかというのは、私は把握をしておりません。瑞穂市になってからは、確実にこういった事例があったということはございませんが、以前にこれに伴って指定するようなところがあったのかどうかというところは、私としては把握をしておりません。

財政のほうでそのあたり、地方交付税等のさかのぼって確認ができるかどうかというところも、ちょっと私は確認をしておらないところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 昭和43年の指定という御答弁だったと思うんですけども、この都市開発区域の指定の第14条を読みますと、「国土交通大臣は、中部圏の均衡ある発展を図るため、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心となる都市として開発整備することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる」、こういう条文になっておるんですね。

それを瑞穂市に当てはめると、工業等の産業都市その他その地域の中心となる都市という要件を、昭和43年の指定ですから随分前になってくるんですけど、その指定の要件についてはクリアしたから指定をしたと思うんですけども、その事情はわかりますか。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） その当時の要件ということでよろしいでしょうか。

その要件でございますが、当時の指定の日の属する年度の前3年度内の各年度における地方交付税法第14条で規定する基準財政収入額の数値が0.72に満たない市または町村とするところで、この当時の指定された昭和43年以前3年間の基準財政額を基準財政需要額で割ったものでございます。

これが、当時穂積町が0.471、巢南町は0.326ということから、この数値を0.72に満たない町村ということから指定がなされたものというふうに解釈しております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 先ほどの答弁では、瑞穂市になってからそういう例はない、それ以前についてはよくわからないと、こういうことだったわけでございますけれども、要するに何を言いたいかといいますと、施策的に瑞穂市がこういう一定の工業生産設備（固定資産の取得価格10億円を超え、かつ事業の用に供したことにより雇用者の増加が50人を超える）を新增設した場合とか、こういう要件が入っておるわけなんですよ。

それを現実に当てはめたときに、実際問題、市の施策の問題としても非常に現実的なのかどうかということをし少し思ったんです。要するに、施策的に生きていない条例ならなくてもいいんじゃないかと、簡単に言っちゃうと、結論からいくと。

上から法律が変わった、施行令が変わったから、それをそのままとてん式にね。四十数年ですよ、これ。四十数年間続けてきておるわけ、これですうと。だから、そこら辺を、これ本件だけじゃないですよ、いつも言っておるように一事が万事ですから、ただ上で決めてからおろして、それで流せばいいということじゃなくて、瑞穂市の施策として、この条例は実際利益的にどうなのかということから見ていかなければいけない、見直さなきゃいけないとい

う意味で質問しておるわけです。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今、西岡議員から10億とか雇用人員50人という数値の意見等いただいたところでございますが、これらに関しましては、当初からこの数字ではございませんので、今現在は10億なり50人という数値でございますが、昭和44年当初の数値がどうであったかということはちょっと今資料がないのでわかりませんが、その延長の都度そういった金額が上乘せされたりということとされてまいりましたものでございます。

今現在のこの数字に該当する工場、そういったものが瑞穂市に開設していただける規模かどうかということなんです、これは瑞穂市にその価値があるというふうで来ていただけるという事業者があれば、当然それなりの規模は可能ではないかというふうに私は思うんですが、それ以下の規模であってもどんどん来ていただきたいというふうに私は思っておりますが、ただ不均一課税と、そういった特典のようなものに該当しないということだけでありますので、この該当金額で瑞穂市に来ていただける企業そのものはないわけではないというふうに思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） きょう補聴器を忘れてきたもんで、余り聞き取りが悪いんで、とんちんかんになるかもわかりませんが、ちょっと失礼いたします。

というのは、この第14条、先ほど読みましたけれども、工業等の産業都市その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することを必要とする区域という規定があるからね。そういうことに我が市が当てはまるのかどうか、こういう観点からまちづくりをしていく具体的な施策と一体となってこういうものを、いわゆる国はやってきているわけです。けれども、実際の実績というのはほとんどないというのが現実的なんですね。

ですから、そういう意味でこの規定とそれらの指定、この規定と指定ですね。そのことについてもちょっと考えてもらわないといかんのじゃないかと。市の施策の問題としても、それとの関連としてもというふうに、ちょっとこれ不勉強で申しわけないんですけども、考えてもらわなきゃいかん。

先ほど、これから該当するかもしれないということを言いましたけれど、実際の実績と市の施策の展望、そういうものも具体的になしに、これから該当するかもしれないと、この抽象的規定にということとはちょっと大ざっぱ過ぎるんじゃないかというふうに思います。

あと討論でやりますけれども、結局、不均一課税ということで1.4%、3年間に限り、初年度100分の0.7、第2年度100分の1.05、100分の1.225、3年度に分ね。やっぱり優遇税制なわけですよ。優遇しているわけですよ、企業をね。だから、そういう意味でいかなものかとい

うふうに思います。いいですか。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も前には税を担当しておりまして、こういった条例があるということを認識しております。ただ現実的に、今おっしゃられましたように該当する企業の誘致が持たれていないのが現状です。

税法上の、いわゆる企業にとっては有利になります。ただこれが、もし企業が来た場合、この補てんが市としては交付税であるんですね、計算が。この安くした分だけまた交付税で見られるということがありますので、そういった点でこの条例がずうっと続いているという経緯がありますが、ただおっしゃられるように現実的にこれ適用しているのかということですが、先ほど市民部長が申しましたように、過去においてもこれを適用した企業というのはないというふうに認識しております。

ただ、制度上あるものを設けておいて、企業の立地がしやすくなるというメリットがあるだろうということで、可能性を残すということで条例として持つておけるというのが実態でございます。それが必要か不必要かというようになれば再検討する必要があるかと思いますが、可能性として、条例としてあれば、今でも投資規模が10億円と申しますとそんなに大きな金額じゃないというふうに、大企業が来ればですね。可能でありますので、企業誘致の道は閉ざしたくないというのが市の考えでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） とにかく先ほども申し上げたように、都市開発区域の指定というのは中部圏の地域のうち工業等の産業都市、その他当該地域の発展の中心的な都市として開発整備することが必要ということ、今で言えば国土交通大臣が指定をするわけですがけれども、その見直しとかいうようなことは、当市だけじゃなくてその他のところも、指定はしたけれども状況が変わって、市独自の施策として工業とか産業ではなくて、別の形で町おこしをやっているよとかいう場合もあろうかと思うんですけども、そういう見直しというのはどういう条件で見直しするんですか。見直ししない、1回もう決めたら、40年も50年も。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この見直しというのは、上位法が変わってきますので、その都度見直しをするんですね。

穂積町の場合ですと、以前、例えば名古屋紡績とか旭化成、それから三甲紡績とか、今はなくなりましたが、西の三甲と親しんだ名称があるぐらい企業誘致をしたことがある。それが昭和34年から36年ぐらいだったと思うんですね。そうした延長上でこの条例等も整備したりして

いるというふうに認識をしております。

ただその後、経済の右肩上がりの中でいとへん産業の企業が、大規模な進出というのがなくなくなったわけですが、ただその跡地を有効利用するような企業が進出する可能性もなきにしもあらずということで、条例上としては、いわゆる他の自治体も設けているこの条例を当市においても用意しておいて、来てくださいねというような門戸を広げているというスタイルだと思います。

ですから、見直しについては、上位法が変わった都度見直しをしているということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 見直しをした例はあるかという質問を今したんだけど、国土交通省で、その他の地域も含めて、そういうことも。

今の答弁では、上位法の変更によって見直される。名古屋紡績、三甲紡績誘致の延長上にあるという答弁を今されたわけやね。けど、その延長上にあるという延長上の当市の施策が具体的にどう展望されているかということの絡みで、この不均一課税について考えていかないかんんじゃないかというふうに思うんですけど、ちょっと時間が、皆さんお疲れですので、ここら辺でやめておきます。後、討論があるんでね。

○議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、本案に基本的に反対であります。

というのは、交付税措置をされようがどうしようが、優遇税制ということについては変わりありません、企業のね。とりわけこの10年間ぐらいで大企業、大資産家への減税が7.6兆円、よく言われる研究開発、IT減税であるとか証券優遇税制、さらにたび重なる法人税率の引き下げ等々、これに対して国民はこの02年から08年で見てみましても、約50兆円負担増になっております。ですから、こういう不況の時期ですから、とりわけ地域開発についてももっと零細の商工業に対する税制改革というものを国家、あるいは自治体はやるべきではないのかというふうに考えております。本当に自転車で行ける、あるいは歩いていけるところでのまちづくり

をどうするか、こういう視点が非常に大事だというふうに思います。大企業、それから先ほど申し上げた大資産家への優遇税制のほうに少し施策が傾き過ぎてはいないのかというふうに私は思っております。

ですから、もちろんこれ1つの問題だけじゃないんですけども、あえてそういう立場から本案に対しては反対の態度を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、承認第1号は承認されました。

これより日程第11、承認第2号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本案につきましても、非常に内容的に詳細で難しくて、私も時間がなくて勉強をすることができていません。ですから、何を質問するやらということがまず問題なんですけれども、せめてわかりそうなことでちょっと聞いてみようかなあというのが、附則第12条関係で、平成24年度の評価がえに伴い、宅地等に係る固定資産税の負担調整措置を平成24年度から平成26年度まで、現行制度のとおり継続。ただし、不公平是正の観点から住宅用地に係る措置特例を経過的な措置（平成24年度から平成25年度）を講じた上、平成26年度に廃止すると、こう書いていますよね。

ですから、じゃあこの宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の廃止によって住民負担はどの程度になってくるのかということについて、1つだけちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 西岡議員の御質問でございますが、どれくらいの

影響があるかということでございますが、宅地の中で約3万950件の宅地課税がございます。そのうちの9,309件、約30%の該当件数がございまして、金額にして約330万円の増でございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

多くのことはわかりませんので、今聞いた1つだけの話ですけれども、住民負担が330万円増になると、1,000万円に比べれば少ないということかもしれませんけれども、今やはり賃下げとかリストラとかいう中で、家計は大変な状況です。

だから、そういう状況の中で国が順番に削れるところから国民の経済的に、削れるところからどんどん削っていく。で、片一方では大企業優遇税制は残したままという国の政治のあり方はおかしいと、やっぱりそれはおかしい。そういうことには異議申し立てをきちんと、自民党政権であれ民主党政権であれ物を言っていかなきゃいかんのじゃないかというふうに思っておりますので、簡単ですけれども反対とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数でございます。したがって、承認第2号は承認されました。

これより日程第12、承認第3号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認されました。

議事の都合によりまして、10分間休憩をします。

休憩 午後9時14分

再開 午後9時47分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これより日程第13、議案第33号瑞穂市監査委員の選任についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定によって、若園五朗君の退場を求めます。

〔15番 若園五朗君 退場〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、若園五朗議員に対して特別の感情を持っていません。もし持っておるとすれば、本当に一生懸命頑張っているなあという思いしかありません。全く個人的な恨みつらみで申すわけではないことを前段に、しっかり皆さんにお話しておきたいと思えます。

問題は、全協の中でもお話ししましたように、新生クラブの人事の常任委員会の委員長を含めた独占、これはファッショ的運営です。これは断じて議会の民主的な運営に沿うものではない。だから、この監査役の問題についても、個人を攻めるつもりは全く本当はない。日ごろお世話になっております。しかし、そのこととは別に、議会の運営の問題として新生クラブのや

り方はいささか以上にひど過ぎる。

そのことを申し上げて、不同意の意見とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

瑞穂市監査委員 若園五朗君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立多数であります。したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

若園五朗君の入場を許します。

〔15番 若園五朗君入場・着席〕

○議長（藤橋礼治君） これより日程第14、議案第34号瑞穂市固定資産評価員の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

瑞穂市固定資産評価員に松野英泰君を選任することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

これより日程第15、議案第35号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣について

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を瑞穂市議会会議規則第162条の規定により提出しております。

内容については、平成24年5月30日に中濃十市議会議長会の主催による会議及び情報交換会が関観光ホテルで開催されるため、議長に同行して会議に出席する副議長を派遣したく思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

ただいま議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。この件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし、審議することにしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務

調査の件は緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし審議することに決定しました。

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後9時58分

再開 午後10時06分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま星川睦枝君ほか9人から、発議第4号下水道推進特別委員会設置に関する決議についてが提出されました。

お諮りいたします。これを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号下水道推進特別委員会設置に関する決議については緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第2とし議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 発議第4号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

星川睦枝君。

○19番（星川睦枝君） 19番 星川睦枝でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、申し上げます。

下水道推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、下水道推進特別委員会を設置するものとする。

記1. 名称、下水道推進特別委員会。

2. 設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条。
3. 事件、下水道事業の推進。
4. 目的、下水道事業推進の調査・研究を目的とする。
5. 委員の定数、6人以上10人以下。

提出の理由。平成22年12月17日に設置された瑞穂市議会下水道推進特別委員会は、平成24年3月21日に委員長からの中間報告として、審査してきた内容報告とあわせて、下水道事業は長期にわたるとともに多額の費用を要する事業であり、瑞穂市にとって重要課題であることから、議会としても当下水道推進特別委員会を承継する委員会を議員任期後にも設置されることを議長に提案された。

それを受けて、下水道事業の推進を目的とした下水道推進特別委員会の設置を求める決議を提出するものであります。

提出者、瑞穂市議会議員 星川睦枝。以下、賛成者、瑞穂市議会議員 小川勝範、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬武雄、賛成者、瑞穂市議会議員 清水治、賛成者、瑞穂市議会議員 森治久、賛成者、瑞穂市議会議員 河村孝弘、賛成者、瑞穂市議会議員 若井千尋、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬捨男 賛成者、瑞穂市議会議員 くまがいさちこ、賛成者、瑞穂市議会議員 古川貴敏。

下水道推進特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第4号下水道推進特別委員会設置に関する決議についてが可決されましたので、委員を選任する必要があります。この件を緊急を要する事件と認め、下水道推進特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3とし議題にしたいと思えます。御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員の選任についてを緊急を要する議決と認め、日程に追加し追加日程第3とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第3 下水道推進特別委員会委員の選任について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第3、下水道推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。下水道推進特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、星川睦枝君、小川勝範君、広瀬武雄君、清水治君、森治久君、河村孝弘君、若井千尋君、広瀬捨男君、くまがいさち君、古川貴敏君の以上10名を指名したいと思えます。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、下水道推進特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

暫時休憩をとります。

休憩 午後10時15分

再開 午後10時16分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより下水道推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後10時16分

再開 午後10時17分

○議長（藤橋礼治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道推進特別委員会の委員長には小川勝範君、副委員長には星川睦枝君が決定しましたので御報告をいたします。

ただいま下水道推進特別委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。この件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4とし、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査申出書について緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第4とし議題とすることに決定しました。

追加日程第4 閉会中の継続調査申出書について

○議長（藤橋礼治君） 追加日程第4、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

お諮りします。下水道推進特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

〔発言する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 大変御無礼しました。これは訂正して、早急に配付しますので御了承願いたいと思います。

閉会の宣告

○議長（藤橋礼治君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。遅くまで御苦労さんでございました。

閉会 午後10時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年5月1日

臨時議長 広瀬捨男

議長 藤橋礼治

議員 西岡一成

議員 河村孝弘